別記

嘆願書

一、七時三十分始業ですのにタイムレコードによる七時二十五分から同三十分迄の出勤者を遅刻とするのは不当に思ひます。ですから取消を願ひます。もし取消さずに実行するのでしたら五時三十分の終業後の掃除（機械の手入をふくむ）をして門を出る迄の時間も労務時間に加へられたし　其外遅刻四回とか早退合計五時間或は朝丈けカードを押して帰りに押すのを忘れると其日は欠勤にする等の規則も全部取消年迄通りとする事

二、欠勤届は一週間とされたし

三、無届欠勤の場合は日給の二割引承知致しました　但し六日間位迄に届出である時は日給全額支給されたし　もし全額支給なくして二割引くとえは大問題ですなんとなれば三十分以内の届出ではおろか三日五日或は半月と続け作む様な大病にかゝつたとします。そうすると此の人は（届ければ良いのだがそういかない場合も無いとも限らぬ）上半期十二日として一円の日給だとすると二円四十戔ぜを事業主に支払うはなければならなくなります　これではたまりません。事業主は気まぐれでそんな事を言つてゐるのでせうが我々は僅かな生活を得るために真剣で通つてゐるのです　ですからえは確かに全額支給と見なし確かに承知致しました

四、此の前の話では（七月十九日国村岡田両氏の御願いに来た日）小供の方をへらさずに一円五十戔以上の者の昇給率が悪いから其の者四名丈け上げる約束でした、処が又々其以下二十六戔上つた者に5上23上つた者に7上げるそうすると合計前者は31後者は30昇給しまして十一戔五厘、十二戔　十三戔しか上げないのですか　これでは益々バランスが狂ふのが物価勝貴に対する昇給として至当でせう　然る後に古参で別の悪い者の給料を段々ちますのが良いと思ひます